

高松市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年11月18日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 山下稔
同 辻正雄

平成21年度財政援助団体等監査の結果報告等について

第1 財政援助団体および公の施設の指定管理者（財団法人高松市花と緑の協会）監査結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
都市整備部 公園緑地課	平成20年度および平成21年4月1日から同年8月25日までの財団法人高松市花と緑の協会に対する財政的援助を与えているものおよび公の施設の管理に係るもの の出納その他の事務	平成21年8月26日 から同年11月5日 まで
財団法人高松市 花と緑の協会	平成20年度および平成21年4月1日から同年8月25日までの財政的援助に係るものおよび公の施設の管理に係るもの の出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成20年度および平成21年度に執行した当該財政的援助および公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体に財政的援助を与え、また、公の施設の管理を行わせている都市整備部公園緑地課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市花と緑の協会（以下「協会」という。）の概要

ア 設置目的

高松市の緑化推進事業および公園緑地事業の発展を図り、もって快適な環境づくりに寄与すること。

イ 事務所所在地

高松市番町一丁目8番15号

ウ 組織（平成21年4月1日現在）

役員は11人で、その内訳は理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人および監事2人である。

エ 実施事業

- (ア) 都市緑化推進に関する事業
- (イ) 高松市花と緑の基金の造成、管理および運用に関する事業
- (ウ) 緑化に関する調査研究および啓もう普及に関する事業
- (エ) 公園、緑地等に関する附帯事業の経営および受託に関する事業
- (オ) その他協会の目的を達成するために必要な事業

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

カ 基本財産および運用財産（平成21年3月31日現在）

（単位 円）

基本財産	高松市出捐金
	10,000,000
運用財産	花と緑の基金
	506,911,000

キ 高松市からの受託および補助の状況

平成20年度決算額		(単位 円)
業 務 名 等	金 額	
高松市立仏生山公園指定管理業務	17,034,479	
公園樹木管理業務受託事業	12,121,039	
花壇維持管理業務受託事業	23,194,889	
財団法人高松市花と緑の協会運営事業補助金	39,600,000	
計	91,950,407	

平成21年度の状況		(単位 円)
業 務 名 等	金 額	
公園樹木管理業務受託事業	11,779,000	
花壇維持管理業務受託事業	26,233,000	
古木・名木管理業務受託事業	945,000	
財団法人高松市花と緑の協会運営事業補助金	14,604,000	
計	53,561,000	

平成21年度の状況は、同年10月31日現在において、受託事業については契約額を、補助金については概算交付決定額を記載している。

(4) 公の施設の概要

名 称	所 在 地
高松市立仏生山公園 (集会所以外の体育館および 温水プールを除く。)	高松市仏生山町甲2654番地1

(5) 公の施設の管理に関する概要

- ア 公の施設の指定管理者
協会
- イ 指定管理者の選定方法
非公募
- ウ 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

エ 指定管理料

平成20年度 17,034,479円

オ 管理業務

高松市都市公園条例第20条第5項第2号に規定する業務

カ 管理業務に係る収支の状況

平成20年度管理業務収支決算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

収入総額 17,538,000円

支出総額 17,034,479円

差引残額 503,521円

なお、差引残額は、市に戻入されている。

(6) 監査の結果

監査の結果、対象部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められ、また、監査対象団体の事務に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、監査対象団体の改善を要する事項については、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

(7) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）に対するもの
決算時の債権債務状況を適正に表すべきもの

協会の寄附行為では会計年度の終了を3月31日と規定し、財産目録に普通預金および未払金を計上しているが、社会保険料の戻入金に係る未収額および高松市委託料の返還に係る未払金が含まれず、普通

預金残高と合致していないことから、今後、これらの事項については適正に整理されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）に対するもの
各種助成事業の実施について

各種緑化推進に係る助成に関し、生垣設置および環境保全緑化事業では、年間の助成申請件数が少ないものならびに各種緑化および花いっぱい推進事業では、助成対象団体の事業費の中で助成金の占める割合が相当低いものが見られた。

今後においては、助成金交付制度やその留意事項の周知を市民や事業者などに市広く行うほか、より効果的な助成がなされるよう助成対象事業採択のあり方や助成事業の額・助成率の設定などの見直しについても検討されたい。